

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木などの景観資源は、景観の質を高める景観構成要素です。

このため、景観計画区域内の建築物・工作物（以下「建造物」、樹木（樹林地は除く）のうち、道路など公共の場所から容易に見ることが出来、良好な景観形成に重要な役割を果たすものを景観重要建造物および景観重要樹木に指定し、地域の景観資源を核とした良好な景観の形成に積極的に取り組みます。

また、景観重要建造物および景観重要樹木の管理者は、保全のための適正な維持管理を行うこととし、景観重要建造物の外観を変更したり、景観重要樹木を伐採または移植する際には、市長の許可が必要となります。

4-1 景観重要建造物の指定の方針

景観の形成上重要な価値があると認められる建造物は、市民などに親しまれている共有財産といえることから、次に該当するもののうち、所有者の合意を得て景観重要建造物に指定します。

- ① 優れたデザインを持ち、地域の良好な景観を特徴づけている建造物
- ② 地域の歴史や文化を感じさせる、または創出していくことが期待できる建造物
- ③ 地域の良好な景観形成の規範となる建造物
- ④ 市民に親しまれている建造物

4-2 景観重要樹木の指定の方針

景観の形成上重要な価値があると認められ樹木は、市民などに親しまれている共有財産といえることから、次に該当するもののうち、所有者の合意を得て景観重要樹木に指定します。

- ① その樹容（規模、樹形等）から地域の良好な景観を特徴づけている樹木
- ② 歴史的または文化的に価値が高い樹木
- ③ まちかどなど、アイストップ※となる都市景観の形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成をすすめるうえでその保全が求められる樹木
- ④ 市民に親しまれている樹木

※アイストップ：人の注意を向けるように意識的に置かれたもの、あるいは人の注意を惹きつけるもの。フランスの整形式庭園では軸線の向こうに噴水や彫刻を置き、日本庭園では石灯籠や石塔などがアイストップの役割を果たす。